

別表

1 区分	2 基準単価	3 単位	4 対象経費
(1) 介護施設等の看取り環境の整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費について工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模な養護老人ホーム ・小規模な軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	350万円	施設数	
(2) 共生型サービスの整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	102万9千円	施設数	

※ 基準単価は令和5年度のものであり、令和6年度は基準単価が変更となる場合があります。

※ 整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。
 また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。